

こま武蔵台自治会会則

この会則は自由と平等を願う「こま武蔵台」住民の総意と不偏不党の精神に基づいた民主的かつ自主的な組織として本会が生生発展することを希求して策定し改正されるものである。

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、こま武蔵台自治会（以下「本会という」）といい、事務所は日高市武蔵台1丁目47番1号自治会館内に置く。

(区域及び会員)

第2条 本会の区域は、日高市武蔵台一丁目から七丁目までの区域とし、本会の区域に居住する個人及びこれに準ずる個人（本会の区域内で仕事をしている個人等）は本会の会員となることが出来る。

(入会)

第3条 第2条に定める区域に居住する個人及びこれに準ずる個人で本会に入会しようとする者は別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申し込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第4条 会員が次に該当する場合には退会したものとする。

(1) 第2条に定める区域内に住所を有しなくなった場合。

(2) 本人より、別に定める退会届が会長に提出された場合。

2 会員が死亡し、または失踪宣言を受けたときは、その資格を喪失する。

(個人情報保護の取扱い)

第5条 本会が自治会活動を推進するため必要とする、個人情報の取得、利用、提供および管理については、「こま武蔵台自治会個人情報取扱規程」に定め、適正に運用するものとする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第6条 本会は、会員とその家族が健康で平和な文化生活が出来るよう共通の利益と権利を守り生活環境を改善し会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第7条 前条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) 自治会館及び防災倉庫の管理運営及び自治に関する事項。

(2) 防災、防犯及び環境衛生に関する事項。

(3) 交通、道路、街路灯に関する事項。

(4) 文化、体育、広報及び福祉に関する事項。

(5) ダストボックスの使用・清掃及び維持に関する事項。

- (6) 自治会費、その他費用の徴収および保管ならびに支出に関する事項
- (7) 会員名簿、その他必要書類の保管に関する事項。
- (8) 日高市区長設置規則で定められている「区長業務」に関する事項。
- (9) 日高市社会福祉協議会「福祉委員設置規程」に関する事項。
- (10) その他目的達成のため必要な事項

第3章 組織と機関

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

会長 1 名 副会長 2 名 事務局長 1 名 会計部長 1 名
事務局員 2～3 名 会計 1～2 名 専門部正・副部長 10～15 名
地区長 7 名 監査役 2 名 但し、役員の総数は 32 名以内とする。

- 2 必要に応じ安全対策部顧問を置くことが出来る。詳細は「自主防災組織規程」による。
- 3 役員（地区長以外）の選出は「こま武蔵台自治会役員選出規程」による。
- 4 三役（会長・副会長・事務局長を云う）及び監査役の候補者は役員候補者により互選し、総会において承認を得るものとし、他の役員の分担は三役が各役員の希望を考慮のうえ決定する。
- 5 会長は、本会の業務遂行上、必要且つ適任と認めた場合、役員会の承認を得て役員以外に顧問を総会で推薦することが出来る。

(役員の職務)

第9条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、本会を代表しすべての会務を統括する。また日高市区長設置規則に定める「区長」および日高市社会福祉協議会の「福祉委員」を兼務する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長が不慮の事故等により職務を遂行できない時はその会務を代行する。
- (3) 事務局長は、本会の事務をつかさどり会長及び副会長が不慮の事故等により職務を遂行できない時はその会務を代行する。
- (4) 専門部正・副部長は、第6条に掲げた事項を分担して行う。
- (5) 地区長は、諸会費の徴収、配付物の配付並びに班長との連絡にあたる。
- (6) 会計は、本会の金銭出納事務を総轄し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
- (7) 監査役は会計を監査し、総会に報告する。
- (8) 顧問は、役員の要請にもとづき会の運営に助言を行う。
- (9) その他詳細は別に定める「職務分掌」による。

(地区)

第10条 第5条の目的達成のため地区を置く。地区の名称は住居表示の丁名とする。

- 2 各地区には、地区長 1 名、副地区長若干名、を置く。また、各地区に班を置き班には原則として班長 1 名を置き会員の連絡にあたる。

会員数が少なくなった班が合併を希望する時は班長が協議し、対象班の過半数の同意を得て合併が承認されたものとする。

(班長の選出)

第11条 班長は、輪番制とする。ただし、その職務の遂行が困難と認められる会員は、本人

の申し出により、その班で検討し、了解を得て、この職務を免れることができる。

2 但し前年度の班長は、防災関係に関しては副班長として班長を補佐する。

3 地区長及び副地区長は、その地区の班長の中から互選する。

(役員の欠員)

第12条 役員に欠員が生じた場合は、次の方法で選出する。

会長の場合は副会長、副会長及び事務局長の場合は役員から選出し、地区長は副地区長、副地区長は地区内の班長から選出し、班長は輪番とする。

(役員の任期)

第13条 顧問、役員及び監査役の任期は、1年とする。再任は妨げない。ただし、会長が連続して職務を行う場合は、5期(年)を限度とする。

2 役員は役員会の承認を得て任期途中にて退任する事が出来る。

3 補欠のため新たに役員を選任する場合は役員会の承認を得るものとし、任期は前任役員の残余期間とする。

(自治会の組織)

第14条 自治会の活動を円滑にするため、下記の会長、副会長、事務局の他に専門部を設け、各部に部長・副部長を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 事務局
- (4) 広報部
- (5) 環境衛生部
- (6) 安全対策部
- (7) 文化厚生部
- (8) 体育部
- (9) 会計部

第4章 会議

(総会)

第15条 総会は、本会最高の議決機関であって全会員をもって構成する。

2 全ての会員は議決権1を有する。

(定例総会)

第16条 定例総会は、毎年1回会計年度終了後2ヶ月以内に会長がこれを招集し開催する。

2 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して開催日の5日前までに通知する。

(臨時総会)

第17条 臨時総会は、会長が必要と認めたとき役員会の承認を得て招集する。または、会員の5分の1以上の署名をもって請求があったとき、1ヶ月以内に臨時総会を招集し、開催しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数及び議決)

第19条 総会は、会員の過半数(委任状を含む)の出席をもって成立し議決はその出席会員の過半数(委任状を含む)の同意をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総会付議事項)

第20条 次の事項は、総会に付議しなければならない。

- (1) 活動方針及び年度計画
- (2) 予算の議決及び決算の承認
- (3) 会則改正の承認
- (4) 役員の選出又は解任
- (5) 他団体への加入または脱退の承認
- (6) 会長推薦をうけた顧問の承認
- (7) 自治会館建設に関する事項の承認
- (8) その他本会の目的達成のため役員会が必要と認めた事項

(総会の議事録)

第21条 総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数及び出席者数(委任状を含む)
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び会議において選任された議事録署名人2人以上が署名捺印をしなければならない。

(役員会)

第22条 役員会は、総会の決定事項の執行、本会の目的達成のために必要と認められる事項の検討、施行細則の制定・改訂及び本会則に定める事項を行うために監査役を除く役員全員をもって構成される唯一の執行機関である。

(役員会の開催)

第23条 役員会は原則として月1回及び会長が必要と認めたとき、並びに役員の2分の1以上の要求があったとき会長が招集し、開催する。

2 役員会は、役員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、議長宛に委任状提出した者は出席者とみなす。

3 役員会の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(役員会の議長)

第24条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。会長が不慮の事故等により職務を遂行できない時は、副会長がこれにあたる。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第25条 本会の資産は、別に定める財産目録の資産、会費、区長報酬、区運営交付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(資産の管理)

第26条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第27条 本会の資産のうち不動産を処分し、又は担保にする場合には、総会においての議決を要する。

(経費の支弁)

第28条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(会費)

第29条 本会の会費は、1会員1ヶ月200円とし納入は次のとおりとする。

(1) 前期分(4月～9月)5月、後期分(10月～翌年3月)10月の2回に分割して現金で納入する。

(2) 全期分をまとめて5月に一括現金で納入する。

2 途中入会時の会費の納入

入会した翌月分より前項の方法で納入

3 退会時の会費の返還

(1) 分割納入の場合、会費は返還しないものとする。

(2) 全期分一括納入の場合、9月までに退会した時は後期分を返還し、10月以降退会した時は返還しないものとする。

(会計年度)

第30条 本会の会計年度は、毎年2月1日から翌年1月末日までとする。

(会計監査)

第31条 会計は、年1回以上の会計監査を経てその内容を総会で公表しなければならない。

第6章 役員の報酬(年額)

(役員報酬)

第32条 役員の報酬年額は、次のとおりとする。

会長	50,000円	副会長	40,000円	事務局長	40,000円
その他の役員	30,000円	監査役	5,000円	副地区長	10,000円
班長	3,000円	安全対策部顧問	20,000円		

ただし、各役職を兼務する場合は、上位の役職に限り報酬を支払う。

第7章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第33条 この会則変更は総会において議決を得、かつ日高市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第34条 本会の解散は、地方自治法第260条の20の規定によることとする。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は出席会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第35条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において出席会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第36条 本会の事務所には、会則、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会および役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録など資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第37条 この会則の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、役員会が別に定める。

附則

この会則は昭和58年4月29日より発効する。

この会則は昭和63年4月25日より発効する。

この会則は平成元年4月30日より発効する。

この会則は平成2年4月22日より発効する。

この会則は平成6年4月24日より発効する。

この会則は平成7年4月2日より発効する。

この会則は平成7年11月26日より発効する。

この会則は平成12年4月1日より発効する。

この会則は平成13年4月1日より発効する。

この会則は平成15年4月1日より発効する。

この会則は平成16年4月1日より発効する。

この会則は平成17年3月28日より発効する。

この会則は平成18年3月27日より発効する。

この会則は平成19年3月26日より発効する。

この会則は平成20年3月31日より発効する。

この会則は平成21年3月30日より発効する。

この会則は平成22年3月29日より発効する。

この会則は日高市長の認可の日より発効する。(平成30年4月20日認可)

この会則は日高市長の認可の日より発効する。(令和2年4月22日認可)

この会則は日高市長の認可の日より発効する。(令和4年4月15日認可)

この会則は日高市長の認可の日より発効する。(令和7年4月21日認可)